

労働移動緊急対策事業(労働移動受入奨励金)

事業縮小等に伴う人員削減により離職した人を正規雇用した県内企業に対して、正規雇用1人つき奨励金を**10万円**を支給します。(平成31年4月1日以降の送出企業認定から)

事業の概要

【対象となる離職者】

(公財)産業雇用安定センターに移籍支援登録をしている企業の離職予定者で、ハローワーク、(公財)産業雇用安定センター等の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という。)に求職登録している者

【対象となる送出企業・受入企業の業種】

鳥取県地域産業活性化基本計画の集積業種(31業種)など**県が認めた業種**

- | | | |
|--------------------|-------------|--------------|
| ○電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ○電気機械器具製造業 | ○情報通信機械器具製造業 |
| ○プラスチック製品製造業 | ○非鉄金属製造業 | ○金属製品製造業 |
| ○輸送用機械器具製造業 | ○生産用機械器具製造業 | ○食料品製造業 |
| ○パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○木材・木製品製造業 | ○繊維工業 |
| ○道路貨物運送業 | ○各種商品卸売業 | ○情報サービス業 など |

【送出企業の要件】

次の①と②に該当する企業

①次のいずれかに該当する送出企業

ア最近3か月の生産量等が前年同期に比べ概ね10%以上減少している

イ最近3か月の雇用保険被保険者数が、前年同期に比べ増加していない

②送出企業要件確認申出書の提出日以降に、事業縮小等により30人以上の離職者を発生させる企業

【受入企業の要件】

①雇用保険の適用事業の事業主

②県内に所在する事業所で、対象離職者を**離職後1年以内に**ハローワーク等の紹介により正規雇用した

③雇入れ日前日の6か月前～正規雇用から1年経過後までに事業主都合解雇がない

④送出企業と経済的に独立している(親会社、子会社、関連会社は対象外)

【奨励金額】

1人あたり10万円(雇用実績6か月経過後に支給)

※県の緊急雇用対策会議で奨励金の対象とすることが認められた送出企業で、離職者数が30人未満の場合は1人あたり30万円

【対象となる正規雇用者の雇用時期等】

送出企業離職後1年以内に雇入れられた正規雇用者(事業譲渡など会社の組織再編による離職者で、再編後の企業等に雇用される者は対象外)

【申請・問い合わせ先】

〒680-0835 鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内) 鳥取県立鳥取ハローワーク

TEL0857-51-0501 FAX0857-51-0502 Email:hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp

〒682-0023 倉吉市山根557-1 パープルタウン1階 鳥取県立倉吉ハローワーク

TEL0858-24-6112 FAX0858-24-6113

〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階 鳥取県立米子ハローワーク

TEL0859-21-4585 FAX0859-21-4586

※要件等についてご不明な点がございましたら、問い合わせ先へご連絡ください。

鳥取県労働移動受入奨励金

検索

